

# 東かがわ市育児休業取得促進事業補助金交付事業の概要

<b>補 助 内 容</b>	育児休業期間中に給付される育児休業給付金に上乗せして賃金等を支給する市内事業者に対し、当該賃金等に要する経費について助成するもの。
<b>補 助 対 象 者</b>	市内に事務所又は事業所を有する者 ※対象従業員は事業所に勤務する者で市内・市外は問わない。
<b>補助対象経費(補助率)及び補助金の上限額</b>	育児休業給付金に上乗せして支給する賃金等(補助率:10/10) <b>通常勤務</b> 育児休業開始時の賃金日額に雇用保険法第61条の7第4項に規定する支給日数を乗じた額の17%を上限(1円未満切り捨て)とする。 <b>育児短時間勤務</b> 育児休業開始以後180日までは、時短勤務時賃金月額額の80%以上となる場合は、時短勤務時賃金月額額の13%未満を上限(1円未満切り捨て)とする。 育児休業開始以後180日に達した日の翌日以降は、通常勤務時賃金月額額の50%と育児休業給付金との差額を上限(1円未満切り捨て)とする。 ※「賃金日額」、「時短勤務時賃金月額額」及び「通常勤務時賃金月額額」については、育児休業給付金支給制度の例による。
<b>補 助 対 象 期 間</b>	育児休業給付金が支給される期間、かつ、次のいずれかの場合 (1)通常勤務の者:対象従業員の育児休業開始以後180日に達した日の翌日以降 (2)育児短時間勤務の者:対象従業員が次の子の育児休業を取得する日以降
<b>問 合 せ 先</b>	申請書はホームページからダウンロードしてください。 詳細は下記までお問い合わせください。 769-2792 東かがわ市湊1847番地1 東かがわ市総務部地域創生課 しごと・にぎわいづくりグループ TEL:0879-26-1276 FAX:0879-26-1366



## 育児休業取得促進事業補助金の事業イメージ

